

第 6 回
道州制ビジョン懇談会
区割り基本方針検討専門委員会

平成 2 1 年 6 月 1 5 日（月）

内閣官房 副長官補室（道州制ビジョン）

午後 1時00分開会

○矢田委員長 こんにちは。1時になりましたので、開催したいと思います。

資料10を見て、今日の位置づけを確認してから今日の議題に入りたいと思います。11月に報告の取りまとめということに焦点をあて、9月、10月ぐらいから少し整理の仕方を議論するという方向で、10月に文章の報告案ということを考えています。それまで、次のページにある、区割りの際考慮する5つの因子をバラバラに議論する。そのうえで、この組立をどうするかというのを、9月、10月でしていきたいと思っております。したがって、議論がきょうは第6回ですが、事実上の議論の3回目になると思っております。

生活・経済交流、広域団体などを含めて、あと3回ほどこの5つの要素について討論をします。一番難しい風土性を残していますが、これをやりながら最後どういうふうにまとめるかという詰めをしていきたいと思っております。

ということで、きょうは第6回です。

議事次第を見ていただきたいんですが、1から7まで書いてありますが、簡単に言うと、松原先生による説明及びそれをめぐる議論を1時間ほど。それから、これまで多様な質問を受けたことについて事務局が調べてまいりました等につきまして、2から6まで一括して説明いただいて、それをめぐって議論を後半にしたいと思っております。多少時間の割り振りに変更あると思いますが、大きく言えば2つのグループで議論いたします。時間が余れば早くやめます。3時までには終わりますということで、よろしくご協力ください。

今の件で何か。最後のところで今後のスケジュールをもう一回議論いたします。

それでは、よろしくお願いします。

それでは、松原先生、よろしくお願いします。

○松原教授 それでは、お手元にある資料1をごらんいただきながら話をしたいと思いたすけれども、パワーポイントを使わせていただいて説明をさせていただきます。タイトルは「広域的な地域区分について－フランスの地域圏を中心に－」というサブタイトルをつけさせていただきました。

本報告の内容ということで3つほど今日は考えております。1つは、ここに書きましたように、EUにおける統一的な地域区分について紹介し、広域的な地域区分による地域政策の展開を確認したいと思います。

2番目が今日のメインでありますけれども、フランスにおける地方分権と地域圏設定の歴史的な経緯を明らかにするとともに、多層的な政府間の関係のもとでの地域圏の位置づけを検討する。ここで地域圏と申しておりますのは、レジオンというものでありまして、いろいろな訳があるんですけれども、州というふうに訳して、日本の道州制のよく参考になる州という形で使われるものをここでは地域圏というふうに呼んでおります。

3番目の点は、IとIIのEUやフランスにおける広域的な地域区分を踏まえまして、ここが重要だと思いますけれども、日本の広域的な地域区分に関する課題を提示したいというふうに思います。

早速EUにおける広域的地域区分ということで、3ページのところをごらんいただければと思います。経緯のほうから見ていただいたほうがいいかと思いますが、1970年代の初めあたりから、ヨーロッパにおきましては地域統計単位として共通のものを採用しようとする動きが進んできております。ここにNUTSと書いてありますけれども、このNUTSというものがそういうものなんですけれども、レベルが1、2、3というふうに分けられております。人口基準を、そこに今最小のものと最大のものというのを示させていただいておりますけれども、右側のところに事例というふうに書いておりまして、それぞれの国でどういう行政単位と対応しているかというのを、ドイツとフランスだけですけれども、持ってきております。

ドイツの場合には、州というのがNUTSの1のレベルと対応しております。NUTS 2に対応するのは特に行政的な区分はありませんで、ほかの国と合わせるような形の行政区分を便宜的に使っております。それから、郡、これがNUTS 3に対応しております。

今日中心に取り上げますフランスにつきましては、NUTS 1というのは非行政区分なんですけれども、ここから出てきます地域圏、州というのがNUTSの2のレベルに対応しております。そして、県、これがNUTS 3に対応しております。

そのNUTS 2とかNUTS 3とかというものがなぜ重要かといいますと、経緯の2番目に書きました、EUの地域政策の、特に構造基金の受け皿としてそのNUTSの2とか3が挙げられております。そういう意味合いでかなり重要な意味を持ってきております。

2003年に法的に認定されまして、2006年以降は3年に一度の見直しがされております。

NUTS 2の単位でどのようなことが議論されているかということで、これはEUでリージョナルイヤーブックというのを毎年出しておりまして、NUTS 2をもとにしまして、地域別の人口変化を2001年から2005年にかけてこのような形で示しております。

一番重要になってくるのは、1人当たりのGDPでありまして、図2に示しましたけれども、NUTS 2の地域をベースにしまして、1人当たりのGDPを出しております。これは購買力平価というような形で、特殊な統計的な手法を使って出しておりますけれども、こういう形でNUTS 2の地域をGDPであらわしまして、これを政策につなげていっております。

前回ご質問等ありました1人当たりのGDPの格差がどうなっているかということでありますけれども、この図は2005年段階の、縦軸はそれぞれ略号になっておりますけれども、国の名前が略号で並んでおります。横軸は国の中の地域を並べまして、どれくらい国の中で格差が広がっているか、を示しております。

例えば、上から5番目のところにDEというのがありますが、これがドイツであります。ドイツの場合には、縦に棒が入っておりますのが国の平均でありますけれども、そしてキャピタルリージョンというのが点で挙げられております。

一番右側がハンブルクでありますけれども、それで一番左がブランデンブルクあたりに

なっておりますけれども、そういう形で国内の地域間格差の度合いを示しております。

そこから6個ぐらい下がっていただきますと、FR、これがフランスでありますけれども、イルドフランス、パリを中心とした地域とその他の地域との差がこういう形で示されております。

一番下から2番目、UKがイギリスでありますけれども、かなり地域間の格差というのが大きく描かれているのがごらんいただけるかと思います。

1人当たりGDPとともに失業率、NUTS 2のレベルで失業率を示しましたのが次のものであります。GDPもそうですけれども、個々の地域の説明は時間の関係上省かせていただいておりますけれども、こういうようなNUTS 2の地域でのGDPであるとか失業率などを見まして、EUの地域政策につなげていっております。

これが、2007年から2013年にかけてのEUの構造基金といったようなものをどういう地域に振り分けるかということでの地域区分を示しております。赤っぽい色、こちら側では茶色っぽくなっておりますけれども、そこが結束地域という、コンバージェンスリージョンズというものでありますけれども。結束地域というのが1人当たりのGDP、これをもとにしましてEU25カ国平均の75%未満のNUTS 2の地域を示しております。

青っぽい地域というのはイギリスやフランス、ドイツなどに広がっておりますけれども、これはコンペティティブ、あるいはエンプロイメントリージョンで、EUの場合には競争力を強化する戦略というのが強化されてきておりますけれども、そういうような地域になっております。

これは後で事務局のほうからも出てまいりますアメリカやイタリアなどとの比較ということで、私のほうではドイツと、それからフランスの州、地域圏についての概況を示したものであります。

ドイツの場合には、ここにありますような形で、特に1人当たりのGDPが一番右側に出ておりますけれども、ハンブルク、ここがユーロでいいますと44,003というような値になっております。東西統合といったような形で、ドイツの場合には東西格差が非常に大きいわけですが、旧東ドイツの東部の諸州、例えば一番下にありますチューリングン、これが18.965という形になっております。国内に地域間格差といったようなものがここで見ることができます。

それから、フランスの地域圏、これが表2でありますけれども、レジオンの概況、22地域ここでは挙げておりますけれども。一番右側のところに1人当たりのGDPをユーロで示しております。番号でいきますと、10番のパリを中心としたイルドフランス地域というのが人口の面でも非常に大きなところでありまして、1人当たりのGDPも39,960という飛びぬけて高い値を示しています。それ以外の地域はどちらかというと2万ユーロぐらいのところと並んでいるというような状況であります。

早速2番目の本題のところのフランスの広域圏形成の話に移っていききたいと思います。ちょっと何が何だかわからないような図になっているかと思いますけれども、いかにこの

フランスというものが小さなコミューン、市町村といったようなものによって構成されているかというのがわかるのではないかと思います。ここではそれぞれの市町村の境を示しています。

図7、これが歴史的にはフランス革命のときに中世以来のプロバンスから県といったようなものに地域区分がされたわけですが、太線がプロバンスの境を示しております。そして、細い線が県の境、黒丸の都市がプロバンスの都だったところであり、かつてのプロバンスを県に組み替えるという形で現在にほぼ至っております。

歴史的な経緯はそれくらいにいたしまして、現在どういうふうになっているかというのが図8で、私のほうで整理させていただきました。先ほど見ていただきました、基礎自治体でありますフランスのコミューンというのが、最近の数字でいきますと3万6,763団体あります。非常に小さな自治体が多く、平均人口1,700人という状況であります。その上に県というのが100県ほどあります。これはフランス革命のとき、先ほどの図7で見ていただいたものから余り大きくは変わっていません。そして、国という形で。横軸は時間軸を一応イメージしております、コミューンと県と国という3層で従来フランスの地方自治制度というものがあつたわけであり、矢印で右上のところに線を伸ばしておりますけれども、これがどのように変わってきたかという形で時間的な経過を示しております。

今日は余り時間がないので、広域行政組織の詳しい話はできませんけれども、コミューン自体も日本の広域市町村であるとか広域行政と似たような形で、小規模自治体ではなかなか公共サービスをうまく進められない部分もありますので、連合型の広域行政組織というのが1960年代以降、かなり長い時間をかけて、そして大体99年あたりのところでこの3つぐらいのタイプにまとまってきております。

1つは、コミューン共同体という、これは農村地域や準都市地域の組織でありまして、2,400団体あります。

それから、都市圏共同体というのがここにありますような、人口が1万5,000人超の中心コミューンを有して、かつ飛び地を含まないコミューンの集まりということで、総人口が5万人超の都市圏共同体というものが169団体あります。

そして、大都市共同体。これは1966年あたりから特定の大きな都市ですね、リヨンであるとかマルセイユであるとか、そういうような大きな都市を中心に大都市共同体というのができて、99年に14団体という形でなっております。

こういうコミューンの広域行政組織化といったようなものと、県から右上に出ておりますけれども、これが今日の中心的な対象であります地域圏、州というものの、これがミッテラン政権のところで1982年に地方分権法ができ、四角で囲みしたのは、こういう形で地方自治体として認められている圏域という形で示させていただいています。これが数としては26、海外4を含みます。平均人口が約266万人。3つから8つの県を包含する行政

単位であります。

その上に国があり、EUというのが一番上に描かれておりますけれども、後でも述べますように、EUと地域圏、州というのが相互に関係しあう中で、地域圏の位置というのが向上しているということをお示ししております。

さて、その地域圏の形成と位置づけでありますけれども、これは1941年、もっと前にいろいろたどることもできるんですけれども、41年、ヴィシー政権のときに18の州、ちょっと飛ばして、図10のところにフランスにおける地域区分の変遷というのがありますけれども、その左側のところに1941という数字が見えるかと思っておりますけれども、ヴィシー政権のときにフランス本土を、18に区分するといったようなことがされております。このあたりが現在の地域圏の区割りのもとになっているというふうに言われており、地域知事を設置したりしています。

1959年にドゴール政権のもとで21の地域圏活動区画、これもいろいろ訳し方があり、本によって違っておりますけれども、ここでは一応地域圏活動区画というふうにします。これは中央政府がいろいろ広域的な行政を円滑に進めていく上でコミューン、それから県、こういったようなものでは小さすぎるということで、21の圏域といったようなものに線引きをしております。

これは先ほど見ていただいたヴィシーのときの41年のものと、右側のところに1947年のドゥプレの計画地域というのがあります。戦後の首相でありますけれども、その彼の発想などの場合にはやはり中央政府の計画を円滑に進めていくために、これはですから地方分権というよりは中央集権的な発想の中でどのように円滑に事業を進めていくかという形での区分というのがこういう形でなっております。それを21ぐらいにまとめていくというような形での線引きがされています。線引きについては後で話をいたします。

64年に地域圏の知事とか、あるいは地域経済開発委員会の設置というようなことを行い、72年にポンピドゥ政権になりますけれども、地域圏を公施設法人にしていきます。そこで地域圏の議会とか経済社会委員会を設置しています。

ただ、ここまでの流れというのは、やはり地域圏自体は公施設法人という形で、地方公共団体というふうな形で進めるということではできませんし、それから地方分権というのを本格的にというよりは中央集権といったようなものの中でいかに計画的に広域的な行政を行っていくかという発想がどちらかというと強かったわけです。

大きく転換しましたのは1982年のミッテラン政権ができてからでありますけれども、地方分権法によりまして、この地域圏、レジオンというのを地方公共団体にしていきます。83年に権限配分法ということでコミューン、県、国との権限を区分する。86年に議会選挙といったようなものが実施されています。92年に地域圏の強化、特にこの中では国内の地域政策もそうでありますけれども、EUの地域政策の策定実行といったようなところをこの地域圏が行うという形で、地域圏を強化する動きが出てまいります。

地域圏間の協力機構の設置がされたり、地域圏会議が設置されたりしてきておりますけ

れども、2003年にシラク政権になりまして、憲法改正が行われ、そこで地方自治体としてこの地域圏が明記されております。

さて、その地域圏の線引きについてですけれども、線引きの基本コンセプト、これは総合計画庁というところ、国の機関が線引きを行ったわけですが、コンセプトとしては、過去の地方にとらわれることなく、大都市を中核とした社会経済圏の実情に即して線引きをするというふうにされております。基準は県の区域、これは変更しない。複数の県を包含する。

2番目に挙げましたのは、州の人口は効率的な公共サービスの必要性から、少なくとも100万人以上とする。

3番目は、広範囲に影響力を持つ州都、これが存在すること、というふうになっています。

ただ、問題点は、過去の地方にとらわれることなくということで歴史的な経緯を考慮しなかったために、地域住民からの批判も多くて、区割りの修正を何度か検討したようですが、実現するには至っておりません。

ちょっと見にくくて申しわけありませんけれども、図9というのがフランスの地域圏区分といったようなものを示しています。薄い細い線で示していますのが県の区分でありまして、太い線が地域圏の境になっています。

どういう問題が起きているかということなんですけれども、例えばフラッシュコンテとブルゴーニュを分けていますが、これが妥当かどうか、あるいは、ブルターニュの地域圏に入れられた県がむしろ歴史的に別の地域圏とつながりが深いとか、それから、パリのあたりで、実際はパリにかなり影響されているわけですが、幾つか機械的に切ったようなことがあって、なかなか住民としては余り生活圏に合わないといったようなところが指摘されております。

図11、これが主要企業の地域区分の事例といったようなものを示しております。左上がフランス国鉄の23地域区分であります。フランス国鉄の地域区分というのは、先ほどの地域圏と割合対応しているために、地域圏の交通計画においてはフランス国鉄とかなり連動して、地域圏の交通計画というのが非常に強力に進められてきて、成果なども上がってきています。シュトロイエンの8地域区分が右上。そして、左下のところがフランステレコム（現オレアン）の地域区分という5つの地域に分けています。企業としてはフランスの地域というのはかなり広く区分しているというのが、右下の地域圏の区分と比べてわかります。

それから、我々の地理学の世界でいきますと、フランスは非常に人文地理学が強いところでもありますけれども、ヴィダル・ド・ラ・ブラーシュというフランスの人文地理学の大先生が、1910年に地域区分をしたものがこの左上の図であります。太線で書かれておりますが、17の地域に分けているかと思えますけれども、歴史的な人々の生活圏といったようなものと、中心都市によって形成される結節地域というんですけれども、そういうものを踏まえまして、ブラーシュは専門的な観点から17の地域に分けております。これと

地域圏というものがどう対応しているかというのは左右をごらんいただければと思います。

それから、ブラーシュの時代は1910年ですけれども、それから大分たちまして、現代フランスの分析をしているパリ大学のやはり地理学者、ノアン、彼の地域区分といったようなものがこの図であります。ここではやはりパリを中心にした非常に広域的な影響圏というものが1つの圏域として描かれております。そして、それぞれの地方ブロックといいますか地方に非常に力のある都市といったようなものを中心にして、広域的な圏域を分けているというのがわかるかと思います。こういうようなフランスの地理学者の実態に基づいた区分といったようなものと地域圏、かなり差が出てきているのがわかるかと思います。

3番目は地域圏の権限とか組織とか財源でありますけれども、主な権限はここに書いてあるとおりですが、EUの構造基金の受け皿。組織としては、ここにありますような地域圏の議会というのが審議・議決機関で、執行機関は地域圏の議会の議長と、副議長とともに執行理事会を構成します。諮問機関として地域圏経済社会委員会というのが組織されておまして、ここに挙げているような各団体の代表が出て諮問を行っております。

財源というのがここに書いてありますが、これはある事例からとってきておりますけれども、地方税が39%、移転収入42%、地方債15%という構成で。課税としては直接税、間接税というものがこういう形で得られております。

権限の配分ですけれども、コミューン、県、地域圏、国と並べておりますけれども、特に大きいのは、例えば地域整備というのが下から2番目にありますけれども、国は国土の整備基本計画を策定しますが、地域圏はその地域圏の地域整備基本計画というのを策定し、これが非常に大きな意味合いを持っています。

それから、先ほど言いました交通ということでは、地域圏の鉄道輸送サービスや交通インフラの整備というのを地域圏が担っております、これが非常に大きな役割をやはり果たしております。

それから、ちょっと上に上がるような感じで申しわけありませんが、職業訓練であるとか、あるいは観光、文化、教育、こういったような面でも。従来はコミューンが、あるいは県が、特に県が重要な役割を果たしておりましたけれども、その県の役割に代わり、地域圏のほうが重要になってくるような位置づけになってきております。

3番目は、フランスの国土政策の変遷と広域圏ということで、私どもの研究室の、今大学院生になっておりますけれども、その学生の文献から少し整理をさせていただいています。パリの分散政策というのがずっとフランスにおいては重要な柱だったわけですが、国土政策自体いろいろな形での転換をしてきています。とりわけ第3期のミッテラン政権の地方分権化といったあたりから大きくこの地域圏といったようなものが取り上げられるようになってきていまして、地域圏の、先ほど言いましたように普通公共団体化と。それから、国が後見監督をする、こういったような非常に中央集権的な色彩の強いものが廃止になり、知事も中央から送られていたものが公選化されてくるというような形になっ

ています。

国と地域圏で計画契約というのが結ばれておりまして、地域圏が発案して、国と地域圏が契約をして実行するというような制度になっています。地域圏への権限がだんだん委譲されてくるという話といえます。

最後、第4期でありますけれども、EUの統合のもとで、この地域圏をめぐる状況というのも少し変わってきております。90年代以降でありますけれども。1つは、先ほど見ましたコミューンといったようなものが広域行政化してくるわけですが、その広域行政の強化といったようなものと、ペイ政策というふうに書いておりますけれども、1995年のパスカ法によりまして、このペイといったようなものがかなり前面に出てきております。このペイというのは日本風で言いますとお国とかふるさととかそういったようなものでありまして、フランスの先ほど見たブラーシュあたりもこのペイに注目しており、地域的な歴史、文化、風土、こういったようなものに根ざした圏域というのがペイでありまして、このペイといったようなものを強調する動きというのが一方で進んでいます。

それが都市と農村の結合や公共サービスの強化とか、そして雇用圏といったような単位で設定されておりまして、雇用対策というような意味合いで重要性を増してきています。

そういう面ではこういうところが重視されるとともに、もう一方で競争力の極というものが出てきておりまして、これはマイケルポーターのクラスター戦略であるとか、日本でも産業クラスターが言われておりますけれども、それと似たような発想で、競争力の極というのがこういう形でフランスの各地でつくられております。

これのやはり推進役というのは地域圏が行っておりまして、その地域圏の区分に合わせてこういうものを設定しております。

赤く示しておりますのが世界的なグローバルな競争力の極でありまして、ごらんいただきますと、パリにかなりありますし、準世界的な極も含め、国家的な極も含めまして、パリ地域、あるいはリヨンの地域であるとか、トゥールーズもそうですけれども、こういったところに極がつくられてきております。そういう意味では、地域圏の中での対等な関係というよりは、国際的な競争が激化する中で、パリの再評価というのが進んできています。

最後に、小括という形で、日本における広域的地域区分の課題を、直接は書いておりませんけれども、それを念頭に置きながら5点ほどまとめさせていただいております。

1つは、フランスの地域圏というのは、先ほどの歴史を見ていただきましたように、長期的な歴史的な過程を経て創設されたものであります。

2番目は、設立当初の地域圏の位置づけは、必ずしも大きなものでも、高いものでもありませんでしたけれども、EUの地域政策が重視される中で存在感を増してきております。

3点目は、中央政府や県などとの事務、権限の分担、それから実際の政策運営の局面、これは今回細かくは紹介をしておりますけれども、非常に多くの調整過程というものがされているのが伝えられております。そういう面では長期にわたる調整過程を必要としてきたということです。

4 番目は、地域圏の区割りに関しましては、地域の歴史や文化、住民生活、地域間関係の実態について十分な考慮がなされなかったために問題点を残しております。

5 番目、最後に述べましたように、EU 統合、グローバル競争のもとでパリを中心とした地域圏とその他の地域圏との関係、この再構築が問題になってきているということが言えるかと思います。

舌足らずの部分もあったかと思いますが、私の報告は以上にさせていただきます。
ご清聴ありがとうございました。

○矢田委員長 どうもありがとうございました。

せっかくフランスを中心にして地域区分の歴史あるいは課題について説明いただきましたので、これを中心にして2 時ぐらいまでご意見、質問をいただければと思います。よろしくをお願いします。

林委員、どうぞ。

○林委員 どうもありがとうございました。フランスはほとんど地理的な知識がないのであれですけれども。フランスの中での極の散らばりと、最初のほうの地域ごとの1 人当たりの地域生産額所得を示していただきました。パリのところは突出するんですけれども、それ以外はそんなに大きな差がなくて。最後の世界的な産業の極の散らばりと照らしてみると、少し意外な印象を持ちました。何か割と産業的には均質性のようなものがあるのでしょうか。

○松原教授 どうもありがとうございます。表2 のところで書きましたように、フランスの場合にはやはりパリを中心としたイルドフランスというのが非常に大きな力を持っております。そこから分散させようという形で戦後フランスではいろいろな形での分散政策がとられてきました。

ちょっと時間の関係で余り詳しくは言いませんでしたけれども、先ほどの国土政策の変遷、23 ページのところに、第1 期のところでパリからの分散政策ということで工業の地方分散が進められました。ただ、これはどちらかというとやはりパリの周辺、イルドフランスあたりのところにとどまっていたというふうに指摘されています。

それから、64 年に均衡メトロポールという形で、これはリヨンであるとかあるいはマルセイユであるとかそれぞれ各地方の中心都市になるようなところを、これは図13 あたりのところに現代フランスの地域区分が出ておりますけれども。その地域メトロポリスというのが首都の大きな円以外に書かれているかと思いますが、そういったようなところを指定しまして、ペルーの成長の極戦略というのがあるんですけれども、そういうものを使いながら均衡化を図ろうとします。ただ、なかなかうまくいかなかったと言われていいます。

それから、テクノポール、日本で言うテクノポリスといったようなものが69 年あたりから70 年代にかけて行われて、その中でも、どちらかというとこれは南のほうですね、地中海沿岸あたりのソフィアアンティポリスというのとかモンペリエとか、そういったよ

うなところはかなり成長するようなテクノポールが出現してきました。このあたりから、工業という面でいきますと、パリのイルドフランスというものはちょっと毛色の違うサイエンス型といいますか、バイオであるとか情報であるとか、そういったようなものの核ができてきた。それから、航空機ということであるとかツールーズを中心としたところなど、南のほうに工業の核といったようなものが成長してきます。

そういうようなこともありまして、フランスのイルドフランスが非常に力を持っていますけれども、工業ということであるとかかなり多極化してきて、そして人口の動きも好日化というんですが、南のほうの暖かいところを目指して人口が移動するという傾向はあります。ただ、一方で、例えば高学歴とかというような人たちはパリに集まっていくという形で、必ずしも南を全員が志向するわけではないんですけれども、そういうような動きというのが出てきています。

問題は、そういう中でフランス全体がどうかというと、EUの中で落ち込みといいますか、国際競争力を発揮できないというようなことがありまして、そういう面では多極化してくると、極がイギリスやその他の国々と対抗していく上で、ドイツなどもそうですが、極をはっきりさせて、パリを中心に再び国際競争力を強化しようという戦略がとられてきているようです。そういう意味で最後のところで世界的な極でパリを再評価するというような動きがあるというふうに見ております。

ちょっと長くなりましたが、以上です。

○矢田委員長　どうぞ、金井委員。

○金井委員　どうもありがとうございます。大変勉強させていただきました。何点か教えていただければと思うんですが。フランスのこの地域圏は歴史的に見ると国土政策の受け皿であったとともに、最近ではEUの構造基金の配分対象である、あるいはEUの統計上のもとも単位でもあったということなんです。

1つ目の教えていただきたいのは、基本的にはこの地域圏というのはそういう上からの何らかのエネルギー源が供給されることによって成立してきた圏域なのか、それとも内在的にデパルトマンではだめであるというところからエネルギーを注入されていたのかどうかという、そこをまず。お話ですと、基本的には構造基金や国の国土政策の受け皿という上からの側面が強かったという感じも受けるんですけれども、それが第1点目です。

それから、第2点目の質問はそれともかわるんですが、ミッテラン政権においていけば上からの単位であったものが分権化されていくと、ある意味で今までの中央集権の手足といいますか、ツールとしての地域圏から地方団体といいますか日本流に言えば自治体ということになりますが、自治体上の団体にある意味で転換していくものなんですけれども。こういう地域圏というのはそういう意味である意味ニュートラルなものなのかという。この圏域は中央集権的にも使えるし、地方分権的にも使えるものなのか、それともこれは何か歴史的に、不可逆的に、最初は国の手足としてある意味で機械のようなものとしてつくっていたけれども、いつしか魂を得て自立的に行動していくようになったのか。そこら辺

の制度の有機体性といえますか、そういうものはフランスではどういうふうと考えられているのかなというのが2点目です。

それから3点目は、このペイ政策なんですけれども。これは地域圏の単位とはやはり異なる単位が必要だという、これまた社会の有機体的な要素なのかもしれないんですけれども。このペイ政策というのはレジョンといえますか、地域圏やデパルトマンの人工性に対するやはり反動としてみるべきものなのか、それともレジョンやデパルトマンの、あるいは国の政策のツールとしてふるさと創造的みたいな意味で、一種の中央集権的に、しかし今までの機械的な単位では扱えないものを使おうという国の側のツールなのか。そこら辺、ちょっとペイ政策におけるペイという単位と、レジョンといえますか地域圏とのかかわりというのはどういうふうに理解したらいいのだろうかという。ちょっと3点あたり教えていただければ幸いです。

○松原教授　ありがとうございます。1つ目は、おっしゃるとおり、地域圏の位置づけは設定に関していえば、上からのエネルギーという形で、やはり中央政府主導でつくられてきたというふうに見ていいと思います。

それで、内在的なものがなかったのかどうかということですが、これもいろいろな議論があったようで、特に県というものが100近くあって、その県といったようなものではなかなかうまく広域的な計画なども進めていくことができない。これは中央政府の要請もあるでしょうし、それからやはり受け皿となる地方の側といったようなものもそういうやはり何とかもう少し大きな単位で対応していきたいといったようなものはあったと思いますけれども、全体としては上からのエネルギーが中心かなというふうに見ております。

2番目の、ミッテラン政権以降の話ですが、特にやはりこの辺あたりの動きを見ているときに、中央政府の動きとともに、政権内で、特に内相ですかね、地方行政をやった方が入ってきまして、そういう面では地方分権といったようなものを強化するといったような動きの中で出てきております。

そういう面では中央政府の中にもいろいろな考え方の人がもちろんあって、それから省庁によってもいろいろ思惑が違っていて。非常に複雑なのは、そういった意味では中央省庁の中での、もちろん保守、革新とかというものもありますし、さまざまな考え方が、必ずしも中央政府自体が1つの考え方に固まっているわけではないことに気をつける必要があると思います。

それとあと、県との関係ですね。県の位置づけと地域圏との位置づけ、どちらかというとはやはり地域圏が台頭してきますと県といったようなものがかすんでしまうというような形で、その県と地域圏との対抗関係といったようなものがもう1つあるかと思います。

肝心の地域住民ということですが、やはり地域圏というものについてはかなり中央政府から与えられたものだということで、ずっとある面ではそういう上から与えられたものという意識が強かったと思いますけれども。先ほど言いましたように、92年あたりからEUの地域政策と絡んできて、そのEUの地域政策に対応するためにはやはりボトム

アップという形で下からいろいろな意見を上げていく必要が求められていく。そういう面ではさまざまな地域圏の中で、先ほども団体の構成なども言いましたけれども、計画を練り上げてくる段階でボトムアップ的なものがいえば鍛えられてきているというふうに考えていいのではないかと思います。

2番目の点というのは上からの動きと下からの動きといったようなものが両方あるのかなと思います。

3番目のペイ政策に関しては、これは必ずしも全国一律にそのペイができていてはなくて、例えばブルターニュのようなところは非常によく整備されているけれども、南のほうは余りできていないというようなことも言われております。これはどちらかというと、もちろん地域圏の中でペイを区割りするような形できれいに区分してきてはいるんですけども、そういう面では地域圏がかかわっているとは思いますが、どちらかというと州による、地域圏による違いというのがあるようであります。これは恐らくむしろ地域住民からのいろいろな要請、あるいは雇用圏といいますか、都市と農村との関係というのがかなりでき方にかかわっているように見ております。もちろん古い地域主義をよみがえらせようとするような地域運動といいますか、そういうものも一方ではこういうものにかかわっていると思います。

以上です。

○矢田委員長 田村委員。

○田村委員 どうもありがとうございます。私のほうからは2つほどお伺いしたいと思うんですが、15ページのほうで、地域圏の線引きについて歴史的な経緯を考慮していないということが、これは引用ですけども、記されていまして。また、先生の小括のほうでは、歴史以外に文化とか住民生活、地域間関係の実態ということがやはり考慮されていないとなっているんですが。先生がご研究なりいろいろ調べられた範囲で、幾つかの要素ですね、ここで挙げている要素の中でどれがやはり一番考慮事項として欠けていたのか、フランスの場合ですね、この地域圏をつくる際に。あるいはどういう意見があったのか、より強い意見があったのか、その辺のところについてお聞かせいただければというのが1点目でございます。

2点目は、一番最初のほうのEUの話なんですけど、NUTS、構造基金の話が出てまいりました。私も10年ほど前調べたことあるんですが。このNUTSの中で1ですね、これによりますと2とか3は使われていないということなんですけど、これは今後使われるのかなと、何かそういう見込みがあるのかどうかということ。

特に関心がありましたのは、ドイツは州単位でNUTSとしてなっているんですが、フランスの場合はこれ非行政区分となっている、要はフランスだとNUTS 1の規模だと幾つくらいに分かれているのかなとか、その辺のところをご教授いただければというふうに思います。

○松原教授 どうもありがとうございます。1番目のはちょっと難しくて、私自身もいろ

いろな文献からどういうふうな問題が挙げられているかというふうなものを見ておりますけれども、どれがというのはなかなか言いにくいところがあります。図9のところのフランスの地域圏区分といったようなもののあたりと、ブラーシュの地域区分ですかね、こういうもの。ブラーシュの場合にはどちらかというとはやはり住民生活といったようなものの実態に根ざした形で地域区分をしていると思うんですけれども。そういう面ではかなり、先ほども言いましたように、中央政府の側からかなり上から線引きをしたということもあって、中心都市との関係の中で、本当はそっちを向いてないのに線を引かれたというような形でのやはり不満といいますか、そういうものが多いというふうに見ております。

そういう面では歴史とか、もちろん文化とか、昔からの地域的なつながりというのはあるかと思いますが、むしろ現代生活を行っていく上での中心都市といったようなものとの関係でいくと、実態の生活と合っていない、生活行動と合っていないというのが私は大きいかなと思っています。

2番目のEUのNUTSの1ですけれども。フランスにつきましては9地域が設定されています。ほかの国、小さな国になりますとNUTS 1は1つしかないということで、余り地域政策を行っていく単位としてはふさわしくないということで、私はこのNUTS 1というのはほとんど使われていないかなというふうに見ております。

NUTS 2と3は、NUTS 2は先ほど言いましたように、構造基金等の配分という形になると思うんですけれども、特定の例えば工業が衰退をしているような地域、産業がガタガタきているところはNUTS 3のようなところで、割合細かい単位ごとに手当てをしていくといったような形で対応しているかと思います。

以上です。

○矢田委員長　どうぞ。

○加藤委員　どうもありがとうございました。大変参考になりました。私の質問はちょっと短いんですが。一言で言うとEU統合の影響によるこのフランスの地域区分、EUの地域政策があって、このフランスの地域圏があって、そこのダイナミズムがあるわけなんですけれども。そのEUの地域政策とかEUの影響というものの特殊性について伺いたいんです。

というのは、ボトムアップといってもこれはEUの地域政策でボトムアップをしているのであって、ちょっと言い方は悪い、中央政府に対してボトムアップなんですけれども、本当のボトムアップ、その上の政治単位があってそれをプロモートしているわけですね。EUのいわゆる官僚からすると、そうやってEUの影響力を増していくという政策的、政治的配慮があるということで。

一方で、フランスというのは少なくとも私が知っている限りでは、財政、税制の政策ではEUの言うことを聞いてないんですね。地域圏も最初は中央政府の影響下でされているわけなので、そのかなり複合的な影響力の結果、今のフランスの地域圏があるわけで。それもちょっと考えないと、日本の参考にするのはちょっと難しいかなと思って。その点

何かご意見があったら教えてください。

○松原教授 どうもありがとうございます。おっしゃるとおりで、今、私のところの大学院生もそうですが、実際に現地に行って多層的な政府間関係を踏まえた形で、実際どういうふうになっているかを調べてこないと分からない部分というのがあると思います。

EUの政策自体もいろいろ変わってきているとは思いますが、特にEUの影響ということで言えば、東の方に東方拡大をいたしまして、いわゆる基金自体の配分というのはそちらのところに流れていっている。そういう意味で言いますと、フランスの中での戦略としてはいわゆる低所得地域対策ではなくて、いかにアイデアを打ち出して、特にイノベーションですね、地域的なイノベーションみたいなものを柱にして地域の競争力をどういうふうに強化していくかということが求められてきているというふうに私などは見ております。

確かに財政とか中央政府が非常に強いのは分かりますが、その競争力を強化していくというときには地域の資源というものをしっかりと見据えた形での地域政策が必要になってきて、そういう意味でいきますとフランス政府、中央政府がすべての地域についていろいろ目配りができるわけではないので、そういう面では地域政策、その地域に根ざした地域圏の政策立案というものが非常に重視されてきているとは思いますが。

そういったようなものをうまく出せるかどうか。特にフランスの競争力の強化のところでパリの話を強調し過ぎましたけれども、非常にたくさんの地域圏をベースにしたアイデアが出てきておりまして、多くは農業であるとか、あるいは香水であるとか、そういうフランスのかなり地域資源に根ざしたような競争力戦略というのが出てきております。そういうものというものを考えると、私自身はEUの中での地域圏の位置づけというのはますます高まってきているのではないかと見ております。以上です。

○矢田委員長 さっきの金井委員と加藤委員のところはポイントだと思います。フランスの中で地域圏というのはもともと形成されていたけれども、そこに自治を与えたのは何故か。それはEU自体がそういう単位に対して自主決定権というものを求めているのです。統計単位とか計画単位ぐらいだったら自治みたいなものがなくなったらEUの地域圏の位置づけがすごく大きくなると思います。議員を選挙するという形で、相当、自主権みたいなものを何故与えたのか、EUの構造基金を配布するとき、そういう権限を前提としているのか、その辺は大分違ってくるのかなと思うのですが。

○松原教授 私はやはりそういうふうに見ております。EUの政策の中で国ではなくて各地域といったようなもの、かなり広域的な地域というものを盛り上げようというような考え方というのは強く出ていると思います。

○矢田委員長 ということはボトムアップでなくて、国より上のEUのところの権限で地方自治が確立したというストーリーなんですね。加藤委員の質問に合わせると。

○松原教授 それに対応する形で地域の側からやはり、EUはそういうふうに背中を押すような感じであると考えておりまして、むしろ背中を押されて、しっかりと動いていこう

というのが地域です。

○矢田委員長 押されるということは主体があって押されるので、主体がなくて作るという話と主体があってとでは、大きく違います。

もう一つはフランスがいちばん中央集権を維持しながらやっているんです。ところがドイツは徹底した分権ですね。イタリアがその中間に近いんです。要するに国の出先機関の単位をなくしてしまっている。フランスは出先機関も自治単位も共存している。日本で言えば、九州地方整備局があって自治州として九州がある。ですから、統括単位としての出先は全く単位は同じなんです。ところがドイツは徹底して、もう戦後、EUがあろうが、なかろうが分権化しました。イタリアはその中間で出先機関をなくしているんです。その辺の三つの格差みたいなもの、イギリスになると少し分からないのですが。そのところは今、加藤委員が言ったようにフランスは国を弱くするためにEUが次の下のところに権限を持たせたというストーリーで説明がつくか。

ただ、3か国の違いがかなりあるので、それをEU一般論として持っていくのはなかなか難しいかなと思います。

○江口座長 ちょっと教えていただきたいんですけど、一つはコンミュンなんですけど、コンミュンの性格ですが、これは日本では当てはまらないかもしれませんが、市町村という感覚なのか、それとも自治会とか町内会とかという、そういう感覚なのか。それと、もしそこでコンミュン長という長がいるとすれば、それは選挙なのか、あるいはまた自然に決めているのか。それから財源はどうなっているのかということ。

それから21ページ、地方税4税とありますけれども、この3つのほかにもう1つ何かあるんですかということです。

それから、13ページのEUと国、地域圏のかかわりの違いというのはあるんですかということですね。国と地域圏、これとこれのかかわり方というのは、両方矢印があるから、その両方あるということだったら、同じことをやっているのか、違うことをやっているのかということです。それから、最後ですけれども、22ページに上の方はよく分かるんです。明確に教育とか文化というのは分かるんですが、いちばん下の交通とか地域整備というのは、これは国が決めて地域圏、コンミュンというふうに、その範囲内で行っていくのか。あるいはまた左から右にいつて積み上げられて、国の政策になるのか。この方向性をちょっと教えていただければと思います。

○松原教授 どうもありがとうございます。コンミュンにつきましては、日本の市町村、地方公共団体と同じと考えていいと思いますけれども、市長は選挙で選ばれます。議員は給料なしで手弁当でやっている人が多いです。小さな自治体の場合ですね。

税金は地方税というものが財源になるのですが、それで21ページのところの地方税で直接税が地方直接4税と書いてありますけれども、これの中の固定資産税がフランスの場合には既に建てられている建物と、計画されている建物とで二つに分かれるようです。固定資産税が既設のものと計画中のものに分かれて、あと住居税、職業税の4税です。

それから、図8の地域圏とEUとの関係です。特にEU自体はいろいろな政策を行っているわけですが、地域圏自体はEUの本部あたりに事務所を持っておりまして、情報収集などをしながらEUの地域政策に対応するような形で動き方をしているかと思いますが、ただその地域政策もいろいろな内容があって、先ほどの地域圏の中での動きで科学技術政策なんていうのもあるし、観光などもあると思います。そういう面ではいろいろなEUの多分野の政策展開に地域圏は対応して、いろいろなプロジェクトに地域圏としては応募して、採択されるかどうかというところを見るわけです。

○江口座長 国は飛ばされているわけですね。

○矢田委員長 要するにEUの意思決定システム、特にEU議会とEUの委員会の決定は地域圏は入っていないんでしょう。

○松原教授 はい。

○矢田委員長 受け入れ単位として地域圏がある。一組織としてEUに参画しているわけではないと。

○江口座長 分かりました。

○矢田委員長 組織として国に参画しています。

○松原教授 それから22ページの表3で、全体としてはここで挙げたものについては国から、ですから右から左の方向というふうに考えていただいていると思います。

○矢田委員長 今の日本の国土計画はこれに近いんです。個別プロジェクトはやっていないんだと思います、国は。国の全体の大ざっぱなデザインはやりますけれども、下の2つですね。

○江口座長 いいんです、いいんです。要するに右から左へというジョチョウがあるということですね。国からということですね。

○松原教授 そうですね。

○矢田委員長 ほかに。

○長谷川委員 先ほどの議論にちょっと戻りたいのですが、私の関心もやはり地域分権化、地方分権化が進んできたエンジンはどういうところにあったのか。インセンティブはどういうところにあったのかという点ですが、先ほどのご説明で上からの分権というようなご説明がありましたけれども、例えば23ページのこれを、大学院の学生さんがまとめてくれたものを見ても、国の後見監督の廃止とか、地域圏への権限委譲とか、あたかも上から権限を委譲していくという、こういうプロセスがあったように見えるわけですが、上からなぜそういう委譲するインセンティブが働いたのかというのが私にとってはやはり大きなクエスチョンマークであります。

それで、別のページの例えば14ページを見ますと、別にミッテラン政権のところから突如として地方分権化が始まってきたわけではなさそうで、例えば64年の地域のところでは、地域経済開発委員会の設置というのがあって、それからポンピドーを経てミッテランに至る、こういう流れを見ますと、経済開発についてとても強い動機というか、目標

意識みたいなものが最初からあったのではないか。つまり経済開発をするためには、地方分権をせざるを得ないというようなロジックがあったのではないか。これは私の推測ですけども、それが1点。

それを経て、ミッテランを経てE Uになると、ますますE Uからの基金の受け皿として、それを持たないと地域の経済開発が展望できない。あるいは構造基金をもらうことによって、より有利な立場に立ち得るという構造があって、全体として進んできたのではないか。そういうふうと考えてくると、単に上からの分権という議論の立て方よりは、むしろ停滞した経済をどうやって発展させるのかという、そういう頭の体操みたいなものがあって、そこから下から議論が積み立て上がってきたのではないか。こういうことも言えるのではないかと思いますけれども、その辺についてはいかがでしょうか。

○松原教授 おっしゃるとおりの部分というのはかなりあると思います。ただ、もう少し付け加えさせていただくと、フランス革命のときあたりから言われていますが、いわゆるジャコバン派というものとジロンド派という形で、ジャコバン派の場合には唯一の国としてのフランスといったようなものの中央集権を非常に強調したわけですけども、ジロンド派というのは地方、多極分散といいますか、そういうもののフランスというものを展望したわけですけども、結局、ずっとジャコバン流の中央集権という形がずっと続いていたわけです。

もちろん、それとはまた別に地方を重視する流れというのはずっと脈々と政治的にもあったと思います。そういう面では経済だけではなくて、政治や地方のいろいろな思想とか考え方の中で、地方重視といいますか、自分のところの地方を重視するというような形での考え方が強かったと思いますけれども、そういう動きというのはもう一方では無視できないかなと思います。経済の話というのはおっしゃるとおりのところはあると思います。

○矢田委員長 全員質問をいただきました。今の長谷川委員と加藤委員、金井委員のあたりは今後、日本の分権化の位置づけの議論の参考になりますので、一応頭に置いておいて次にいきたいと思います。

一気に宿題を事務局がしてきましたので、その説明をした後、結局は今の議論に戻るのかなとは思いますが、議長としては予定どおり進めていきたい。事務局から一連のことについて20分弱説明をいただきまして、残りの時間をまた議論したいと思います。よろしくお願いします。

○杉本内閣参事官 私の方から資料をご説明させていただきます。主に前回、いくつかご質問等をいただいたもので、時間の都合等で後回しになっているものもありますが、今日に間に合ったものについてご説明をさせていただきます。

まず、資料2でございます。これは日本と諸外国のいわゆる広域自治体、もしくは連邦制の州の場合は自治体とは言いませんけれども、そういった基礎自治体の上にあるような、そういった区分の単位の比較でございます。とりあえず人口について比較をしております。ごらんいただいておりますが、日本とフランスとイタリアはいわゆる

る単一国家になっておりまして、今ご説明いただいたような新しい憲法の改革、これによってできたレジオーネ、こういうものと日本の都道府県というのは大体同じような規模になっているのかなというふうに思われます。

一方、連邦国家のドイツやアメリカの州ですが、ある意味国かもしれませんが、こういったものとの比較をいたしますと、最小単位については日本の都道府県とよく似ていて、平均とか最大とかを見ますとその半分ぐらいかなというような印象を持つところでございます。

この後、またGDPですとか、面積についても概括的に分かるような資料を作ってみたいと思っています。

それから、その中のアメリカとの比較についてが資料3でございます。これが今申し上げた最大、最小の中身を具体的に50の州とワシントンD.C.に分けて書かせていただいております。これは人口の順に大きい方から上から下に向かって並べているということでございまして、上の方のカリフォルニア州というのは日本では比較できるようなところはございませんが、東京都が1,200万程度でございまして、ただ小さい方と言いますとワイオミングとかバーモントというのは5、60万というところですので、日本の鳥取県というところに当たりますし、100万以下が6つ7つありますので、これも日本の状況によく似ているのかな。

そういう意味では単純な比較はできませんが、人口だけで見ますと日本の、小さい方からずっと並べていくと真ん中ぐらいまではこんな状況で来て、大きいところがアメリカの場合はたくさん上の方に並んでいる、こういうことかと思えます。また面積とかGDPについては次回、お示しできればと思っております。

それから、資料4をお開きいただきたいと思います。今、フランスのご説明を松原先生からいただきまして、イタリアの件は私どもなかなか詳しくないものですから、とりあえず中央大学の工藤先生にお手伝いいただきまして、概括的にどういう歴史的な経過でイタリアの州というのは作られたというものを簡単にまとめたものでございます。

まず参考1にございますけれども、中身の前提としまして総人口は日本の約半分、それから面積は8割という状況、それからイタリアの州と都道府県を比較した場合は、先ほど人口についてはお見せしましたけれども、大体平均人口はよく似ている。面積は日本の方が半分、日本の2倍がイタリア、それから人口格差は日本の20倍に対してイタリアの州は76倍、経済格差は日本の都道府県が2.6倍に対して2.2倍というようなことになっております。

それから、イタリアの州というのはこの20というのは、普通州15と特別州5からなっているということ。それから、立法や予算の点で高度な自治権を与えられた制度となっておりますけれども、特別州は1990年代以降の急速な分権化の進展で普通州との違いは相当縮小しているというようなことでございます。

それから単位、その境界線につきましては、これは1861年にイタリアが統一される前

の公国や王国の単位、これに非常に似通っているというところがあるそうでございます。そのうち1つの州が分割されたモリーゼ州とアブルッツォ州以外ではフリウリ＝ヴェネツィア州が少し範囲を拡大した程度ということでございます。

それから、その後、これをさらに概括するような再編案もあったようでございますけれども、やはり歴史的な背景というものを前提に三つの州に再編するなどの構想は頓挫しているということで、憲法によって新しい州の設置が認められ、それから再編の規定もその憲法の中に置かれているということでございます。

これは工藤先生のお考えとしては、非常に歴史的な単位、公国とか王国という単位で、それがずっと続いてきているというので、ある意味では日本の道州制の区割りというものの基本方針の参考になるかどうかという意味では少し否定的な先生のご感想が述べられております。

それから、あとは2ページは参考の資料でございまして、その下の県のレベル、それから国の出先機関について一応参考までに書かせていただいているところでございます。

続きましてドイツの方でございます。ドイツについては歴史的な経緯だけを先日の資料の中では申し上げておりましたので、もう少し具体的な線引き、どういうものがあつたのかということで調べております。

まず1972年に5～6の州にする再編案、これは旧西ドイツだけでございますけれども、この再編案というものがございましたが、これについては上に書いてあるような線引きであつたということで、線引きの考え方としましては、この委員会に参加していましたシェラーという学者が地域問題として最も重要なことは州改革なしに連邦制がよく機能し得るかどうかということで、全国に同等の生活条件を作り、それでもって満足すべきインフラ施設を用意するという任務は地域改革なしには十分に果たせないということ。

それから、今日の州境界が経済的合理性や機能、空間的秩序という観点に適合したものとは言えない。ハンブルグやブレーメンの郊外地域、ライン・マイン地域、ライン・ネッカー地域などの人口密集地域を切断するのは特に問題だということで多くの州に分かれていたものを、分割されていたものを一括したらどうかというような案になっております。

それから、その後1990年のときには7、9、11という州制度の再編案が出されております。これは特に西ドイツと東ドイツが統一されるときにの考え方でございますが、3番にそのときの改革の方針の基本となる考え方が述べられておりまして、これも参考になると思われましたので抜き出しております。

まず1つが中心地の影響圏を考慮すべきだ。そのために人口密集地域などの中核地域は州域の中心部に位置し、構造的に弱い地域に州境界を設定すること。2つ目が各州は州間財政調整の縮小と地方分権制の維持のために最低600万から800万の人口規模を持ち、同等の経済力を持つこと。3つ目が古い地域境界や歴史的伝統を重んずるよりも、現在の社会空間、経済空間的關係を考慮して区分すべきである。こういうようなことから、このときには7、9、11という案はありましたが、9つの州にしたかどうかという案をエル

ンストが述べているということでございます。

それから、先日の資料1でたくさんの日本地図にいろいろな線を引いた資料を松原先生の方からお出しいただきましたが、その中の1つで田中啓爾さんの「日本の地理区」の線引きのところの根拠、概括して書いてあったものですから、その根拠みたいなものはどうなっているかというようなお話もございましたが、これについては1枚おめくりいただきますと、「余はこの方法により試みたる方法は一のベースマップに地形区・気候区・植物帯・生産地帯・交通運輸地帯・商業圏、集落分布区・人口密度区等を重ねて記入した」。こういうような中で地理区というものの線引きを行ったということが書かれているところでございます。詳細はこの中に書かれております。

それから、都道府県の変遷、特に廃藩置県から今の都道府県に区分されるまでの間の変遷についてのご質問もございました。資料7がその資料でございます。いちばん左側が明治4年7月に廃藩置県になったときの3府302県の区分でございます。3府というのは東京、それから大阪と京都という江戸幕府の直轄地でもいちばん重要な地域、これを3府と言って、ほかは藩に分けて、3府、それから県と藩に分けてありますが、藩がそのまま県に代わりまして3府302県が置かれた。これが明治4年の廃藩置県のときでございます。それから4か月程度で明治4年11月に青い四角で囲っておりますが、3府72県にまとまりまして、その後、明治21年12月に緑色になっておりますが、香川県が愛媛県から分割されまして、現在の47の都道府県、当時、道は府県とは別になっておりましたが、今の都道府県の区分とほぼ同じ、多少の境界線の変更がございましたが、今の47の都道府県の形ができ上がったということでございます。

特徴的にはこの廃藩置県で明治4年の段階、11月の段階で、それから今の都道府県の区域がずっと続いているのが4つございまして、秋田と山梨、和歌山、山口県がもともとこの明治4年の廃藩置県の後にもう1回、11月に3府72県のときから境界が変更ない。特に山梨県は廃藩置県からずっと同じ境界で来ている。あとは何らかの入り繰りがある。こういう状況でございます。

それから、続きまして資料8をごらんいただきたいと思います。本来ですと全部の都道府県の図の中に旅客もしくは貨物、それから通信、人の移動、大学の行き先がどうなっているのか。会社の関係がどうなっているのかというものをマトリックスにするべきではあります。そうすると非常に分かりにくいところもありますので、いろいろ伺っております。議論となっているような件につきまして、とりあえず資料を作ってみました。目次のところにありますように埼玉と新潟と福井と長野につきまして、①～⑥の項目についてほかの県もしくはほかの地域、どうかかわりがあるかということで見ております。

まず、この資料を見るとき的前提でございますが、私どもでこういう作業をしてみましたのは、まずそもそも各都府県というのは人口的、経済的に格差があります。ですから単純に埼玉県から茨城県にどれだけ人が行っているとか、東京都にどれだけ旅客の移動があるとか、こう見てもやはり人口規模が200万と1,200万の違いがあったりとか

そういうこともありますので、単純には言えないということも全部念頭に置いていただきながら、とりあえず統計的に分かることということでまとめさせていただいております。

まず、埼玉県についてごらんいただきますと、これを見ますと大きく言いますと、南関東に、単純に言ったら埼玉は南関東か北関東かというような議論で言いますと、南関東には東京が含まれているというようなこともございまして、数字の上では南関東との結びつきが強いというようなことがうかがいしれます。ただ、南関東から東京を除きますと、例えば④の居住地移動ですとか、⑤の大学・短大の進学先を除きますと、数字上は北関東と南関東の結びつきというのは、埼玉がどう結びついているかはほぼ拮抗しているかなという印象でございます。

ただ、④と⑤についてはやはり南関東との結びつきが強いというふうに考えられるところでございます。

それから、今度は新潟の方をごらんいただきたいと思います。新潟につきましては東北と北陸、北関東との結びつきがどうなのかなというのを少しまとめております。数字の上だけで見ますと、②の貨物純流動と⑥の本社、支社の配置関係を除きまして、東北、それから北陸よりも北関東との結びつきが強いという傾向が読み取れるかと思えます。

また、②の貨物純流動につきましては、若干、北関東の方が多いいというような結果になっておりますけれども、東北との差はほとんどないのではないかと。特に山形、宮城、福島あたりとの流動量はかなり多いというようなことでございます。

あと、本社・支社の配置関係につきましては新潟県に本社がある企業の従業員というのは北関東よりも東北に多く配置されているというようなことも言えるのではないかと思います。

次に福井県をごらんいただきたいと思います。福井県につきましては、旅客純流動につきましては関西と北陸はほぼ拮抗したような状況になっているかな。特に石川とのむすびつきが強いというふうに見てとれます。

それから、貨物の純流動につきましては関西との流動量がいちばん多いということでございますが、個別の関係を見ますと多い順に大阪、愛知、石川となっております。必ずしも関西との結びつきがいちばん強いとは言えない。やはり大都市圏というような関係もあるのではないかと。そういうことから考えると石川県とのつながりもかなりある、こういうことでございます。

通信の関係では、関西とのトラフィックが多いということになっておりますが、個別に見ますと石川県とのつながりが多いというふうに見てとれます。

それから、居住地の移動につきましては、やはり関西への移動がいちばん多いということでございますが、個別に見ると大阪、石川、愛知となっております。これは大都市圏との結びつきというような関係もあるのではないかと思います。大学・短大の進学先につきましては、関西の進学がいちばん多いということでございますが、これも今申し上げたような、やはり大学がたくさん集まっている場所ということもあると思えます。そうい

うことも考えると石川との結びつきもかなり強いと言えるかと思います。

それから、本社・支社の関係では福井県に本社がある企業の従業員というのは関西よりも北陸に多く配置されているということで読み取れまして、特に石川・富山にその人が多い、こういうことだと思います。

次に長野県の方をごらんいただきたいと思います。長野県は旅客純流動、それから居住地移動、大学・短大の進学先につきましては北関東と中部で数字がかなり似通っているというような状況でございます。

貨物の純流動、2番につきましては比較的中部、特に愛知県との流動量が多いということが読み取れるかと思います。

それから、③の通信トラフィックにつきましては比較的中部、特に愛知県との通信トラフィックが多いということが読み取れるようになっております。

それから、6番の本社・支社の配置関係につきましては、長野県に本社がある企業の従業員は比較的中部に多く配置されていることが読み取れます。

留意点としましては、長野県というのは県内の各地域でそれぞれ地域性が強いために県全体としてのデータでは県内各地域の傾向は必ずしも把握できないということがあろうかと思います。それから、今回の資料では長野県は南関東と同じ区域に含まれている例が書かれていませんので、ちょっとまた南関東との関係を見てみる必要があるかなというように考えたところでございます。

とりあえず私どもで各地域の結びつき、主に埼玉、新潟、福井、長野の地域との結びつきを調べたものがこの資料8でございます。

資料9をごらんいただきたいと思います。民間企業のサービスエリアということで、これはいろいろあると思いますが、1つ先日例として挙げられておりましたのが、携帯電話のサービスエリアというものがありましたので、まずそれを1ページに書かせていただいております。これがa uにおけるサービスエリアの区分でございまして、ざっと見て特徴的だなと思われるのは、まず新潟県が関東エリアに入っている。この場合は東京も含めた関東エリアに新潟県も入って山梨県も入っている。こういうことが1つ。

それから、長野県は中部エリアで静岡と一緒にいる。こういうことでございます。あとは何となくよく言われている地域区分かなと思われます。

それから、今度は製造業の関係で、とりあえずNECさんのいろいろな拠点の配置というのがインターネットですぐ入手できましたので、見てみました。ページ2というのは全体をまとめたような表ですので、3ページから見ていただきますと、まず生産拠点と物流ネットワークの関係ということで、ここに青い字で書かれているように、ここが幹線の中枢ということで、ここから物流が動いていくというような関係にされております。ある意味では生産物を持っていくための中心地というのはこういうところに置かれているということでございます。

それから、もう1枚おめくりいただきまして4ページでございます。販売網、②の方が

営業販売の体制でございます。真ん中とか左の方に赤い枠でくくってあるのが地域区分した支社、販売、営業の区分でございます。この中で特徴的だと思いますのは、まず新潟は関東・甲信越支社に入っているということ。北関東の方ですね。

それから、面白いと思いましたが南関東支社に沖縄支店があるということ。それから東海支社に静岡県は入っているということ。それと、ここは中・四国を1つの支社で広島に支社を置いてやっているということが1つの特徴かなと思います。

それから、保守・サービスの拠点、これはよりユーザーの方に近い拠点の区分ということかと思いますが、この中で特徴的なのは関東地区に長野と新潟、それから山梨が入っているというようなこと。それから、北陸と中部は一括でやっているということ。それから中四国も一括。この場合、沖縄は九州・沖縄地区に入っている。こういうような関係になっているということでございます。

それから、同じNECさんはISPの事業、インターネットとかの事業も展開されておりますので、これについて見ますと、これはもう東京に完全に1つの拠点を置いてビッグローブさんは運営をされている。こういうような特徴があるかと思われます。

用意いたしました資料は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○矢田委員長 どうもありがとうございました。散発的にいろいろな資料を提供していますが、これはすべて皆さんからいただいた意見をきっちり受け止めてデータを示しました。ただ、全般的には松原先生の説明にかかわってドイツ、イタリーの話、それから日本の国内の区分、この2種類でデータを提供していただいたと思います。10分前ぐらいまでに今の議論を続けて、その後、今後の在り方について事務局から提案いただいて議論をしたいと思いますので、今の事務局の説明につきまして質問、ご意見がありましたらよろしくお願いいたします。

○田村委員 大変広範に調べていただきましてありがとうございました。まず、ドイツは私が何か言ったような気もするのですが、ドイツがどのように再編しようとしたのかというのはポイントを押さえてまとめられている資料をいただきまして、非常に参考になりました。その中で3ページで、線は引いていないのですが、多くの州を分割することは連邦に対する州の地位を弱めることになり、連邦への依存性を強め、引いては分権体制を弱体化させるという、こういうところを1つ、そういう考え方は確かにそうだな。そして、またドイツのやつを見ても、やはりドイツという国の仕組みですね。すなわち連邦性であり、しかも上院が州の代表で構成されているというところ、そこを抜きには州の在り方をおそらく議論できないというか、そこを押さえておかないといけないのだろう、日本との比較において。

あと、先ほどフランスのところでおっしゃって言わなかったのですが、私なりの理解ではやはり統治機構の中の問題というのも非常に重要なだろう。特に分権の話においては。特にフランスの場合はご存じのように兼務ができています、議員さんの。国会議員が市長であったり議員であったり、そういう人たちがかなり分権のバネになっていっ

た。そういうところ、兼務ができるという日本ではこれはないです。日本で国会議員が県議会議員で市議会議員というのはないわけですが、やはりそういうところもちゃんと見据えた上で比較の中で考えていかなければいけないのか。そうするとフランスとドイツ、参考になりつつも、そのところは今の日本では違いますから、その中でどう考えるのかなということを我々が改めて議論を深めていかなければいけないのだなと感じました。これは感想なんです。

それと2つ目には、事務局の方で作っていただきました資料8、非常にデータは大変だったと思うのですが、改めて私のいるミンカンは微妙なところだなというのがよく分かりました。

あと、これ以外でちょっと気になるのは静岡あたりもどうなっているのかなというのが、もし今後の作業ができれば、どういうふうになっているかというのを少し知りたいなとは思っているんですが。ただ、いずれにしても先ほど事務局から話がありましたように、県を1つの括りとしての移動ですから、やはり静岡でも浜松と静岡では全然違った方向を向いています。長野なんかは今までの議論が出るように南を向いている、北を向いている、東を向いている、みんな違う。新潟でも上越の方は完全に長野とか北陸を向いているのと、a uさんですと東京ということで完全に東京を向いている。こういうのを見ていけば見ていくほどますます困ったなという感じは率直に受けております。

ただ、あまり個別のことを言うのはあれかと思いますが、やはり新潟に関しては北陸というのは非常に薄いんだなと。資料を見る限りですね。それは非常に実感できたところがあります。とりあえず以上でございます。

○矢田委員長 質問ありましたら、よろしくお願いします。

○長谷川委員 質問ですけれども、今の点ですが、これから議論を深めていくのでしょうか、新潟の取り扱い、浜松と静岡は向いている向きが違うよねということについて考えるときに、県境みたいなものを前提にしないという前提で議論は進んできていると思いますが、例えば静岡を2つに分けてしまうのであったら、新潟だって分けてしまう。あるいは静岡は分けなければ新潟は分けるみたいな、そういうメルクマールみたいなものを頭で用意する必要があるのでしょうか。もっと話を広げてしまうと、例えば山口県だって九州、下関ととても強くて、この間も行ってみたら、みんな九州でものを買ったりしているらしいんですよね。そうすると、仮にどこかだけ分けてしまうと、そうでなかったところの取り扱いがどうなっているんだという必ず質問が来るよねと思いました。

○矢田委員長 議論は自由ですが、明日から道州制に入るわけではないので、あまり厳密な議論をここでも大枠をやりながら、かなり問題のあるところはどういうふうに考えるかという議論をしたいと思います。

○林委員 質問というよりも、ここは難しいなということなんです、人の入り繰りで、例えば大学というのが出てくるんですが、そもそも大学って例えば州という括りで考える必要があるのかということです。人の動きとしては地域間のつながりというのが実際にど

こが強いということが出てきますが、大学というのは、州ができようが、何ができようが、どんどん超えていったっていいかもしれないですね。

こういう動きを我々が調べてほしいということでいろいろ調べていただいているのですが、要するに今でも県を越えると働きに行ってはいけないというルールは全くなく、人は県境を越えて動いているわけです。そうすると今度、道州制の下で、州が違うということとはどんな意味を持つのだろうということをちょっと意識しなければいけないのではないかと思います。例えばここの開発には全くこっち側のお金は入ってこなくなるというような、最終的にはそういうお金の流れ、特に公的なお金の流れがそこに止まるという話だと思うのですが、そのあたりを少し我々も意識しないといけないのかなと思います。州が変わることで何が動けなくなる、あるいは何が流れなくなるということを示していかないといけない、今いろいろな動きを見て、ちょっとそんな感想を持ちました。

それと、すみません、さっき伺えばよかったのですが、フランスで区割りにいろいろな問題が出てきています。これは今問題が出てきているということが指摘されているだけで、だからどうしようという次の動きみたいなものはあるのでしょうか。

○松原教授　そこまで調べていないのですが、いろいろ検討はされたけれども、結局、最近ではEUとの関係もあって、今の区画割りで落ち着いている感じはします。

○矢田委員長　大学と州境の関係ですが、基本的にそういう議論ではなくて、今、人が居住地移動するのは最大なのは18歳で大学進学なんです。しかも、53%の進学率ですから、その地域がどこに向かって若者が流れているか。ここへその人たちの成長過程を入れるとほとんど地域間結合みたいなものが出てくるのではないかと思いますので、……。

ただし、「九州モデル」を作ったときは国立大学も州立大学になるというモデルを作っています。そのときは県立大学はなくなる。したがって県立大学と国立大学は再編統合というストーリーにならざるを得ない。今、国立大学は学生数の20%です。私立は75%です。公立大学は5%です。ですから、今20%国立でやっていますが、国立の在り方みたいなものが問われてきます。県立はなくなりますねという制度論として、そこでは問題になります。ただ今日の議論は若者はどっちを向いているか。関西を向いているか、仙台を向いているか、東京を向いているか。新潟なんてほとんどそうですね。東京を向いているか、仙台に行くか、関西に行くか。それで量的にかなり把握できるということです。

○加藤委員　私事なんですけど、私は静岡で育ったので。

○矢田委員長　静岡のどこですか。

○加藤委員　非常にいいサンプルなんですけど、静岡市のそばの藤枝市で小学校、中学校。高校で浜松の、もうなくなっただんですが浜北市というところで、もう統合されてしまったんですが、そこで浜松市にいた。おっしゃるとおりで見事に浜松に行くと関西が近くなるんです。浜松北高を卒業してるんですが、おっしゃったとおり卒業生は見事に関東と関西に分かれて浜松にも残る。それは本当におっしゃるとおりだなと思います。

境を作る話ですが、境を作りながら境を作らないような努力も必要かなと思ったのは、当たり前のことなんです。民間企業のサービスエリアで、やはり相手企業は一極で、その一極から全国対応をしていくという考え方で、言い換えますと、それができれば地方にとっては非常にいいことなので、そういう側面も考えながら境界を考えるというふうに、境界を作りながら境界を越えることを考えるようなやり方でもいいかなと思います。

ただ、確かに体感距離というのは、人間は本当に生物だなと思うんですけど、本当に中部地方から西部地方に移ると全然違っていたので、その点はやはり重要ではないか。ただ、静岡県を分けるというのは、私の想像からはちょっと難しいので、そういうのは例えば新潟県の方に聞いてもあるのではないかなという気がいたします。

○矢田委員長 事務局が出身県まで考えたら不思議なことに新潟県の人と静岡県の人が半分ぐらいいますね。私は新潟県ですので体感的には非常によく分かって、田村先生は新潟大学の先生ですね。だから、線引きはここで解決しない可能性の方が高い。（笑）冗談です。

ご意見をいただければと思います。

財政制度を入れて財政規模と、要するに税収が変わって、それで財政規模をやって、内政部分はそこで負担するのだという制度にした途端に、全くストーリーは違ってきますね。今はもう生活実感といいますか、地域間結合ですので、さっきパリの話をしたけれども、あれは生活実態に合わせたら3分の1ぐらいはパリになる。日本だって3,000万近く、新潟、長野も全部首都圏になります。それと財政問題、経済活力の問題を入れたら、あんまり関東、広い東京圏自体が生活実感の1つになると思うんです。全く異次元の論理がここに入ってこざるを得ないと思うので、まだそこは税財政委員会は議論をしていないので、これからだと思いますけれども。

ほかにいかがでしょうか。なければあえて議論を深めることはないので、今後の予定を。
○杉本内閣参事官 それでは冒頭に矢田委員長の方でお示しいただきました資料10をごらんいただきたいと思いますが、もともと矢田委員長から2枚の方の横長の区割り基本方針の考慮事項ということで、よくこれまで言われておりました2の生活・経済交流、広域経済圏の問題ですとか、3の住民帰属意識・地理的一体性、4の経済的・財政的自立性、こういった問題のほかに民間も含めた広域団体の在り方、それから風土性という観点がこれまでのいろいろな議論を見ていると少し欠落しているのではないかな。こういうことで1～5の強弱はともかく観点というものをお作りいただいております。これに基づきまして、これまでも1枚目にお戻りいただきまして、具体的には2月、3月で少しご議論いただいて、今日もその補充的なご議論をしていただいたところでございます。

もう1つ親会との関係で申しますと、来年に入りますと最終報告に向けた議論が始まりますので、今年のうちにはこちらの専門委員会としての考え方を示してほしい、こういうことでもございますので、概ね11月の専門委員会としての報告のとりまとめということで逆算いたしまして、次回は8月3日というふうに伺っておりますが、日程調整の結果、

8月3日になっておりますけれども、残りました3と4、住民の帰属意識、地理的一体性、それから経済的・財政的な自立、こういった問題について少し資料も松原先生ともご相談させていただきながら事務局としても資料も用意させていただきたいと思っております。

それから、9月に入りますと当初から松原先生にお願いしておりました風土性についてお考えをお示しいただけるということでございますので、9月の早い時期に一度その会を持たせていただきまして、その後、9月のしかるべき時期に、この辺は9月か10月か、日程調整の結果ですけれども、全体のそれらを含めた全般的な検討を行っていただき、そこまでの議論をまとめて10月のしかるべき時期に報告案を作り始めていく。ここの10月、11月は2回ですむのか、3回になるのか、それはもう、その時点のご議論をいただければ結構でございますけれども、大まかにこういうことでスケジューリングさせていただいたらいかがかという案でございます。以上でございます。

○矢田委員長　ということで、これに時間の係数を掛けて、最終的に点線の区割りの考え方であって、区割りはまだ政治段階ではないということです。区割りの考え方を整理したのを報告書で出したい。今5つの要素をバラバラにやっていますが、これを少し立体的に組み直した説明文ができるかというところが狙いなのです。特に4のところは今のところ詰めていないという。5はかなり大雑把に図案を出しました。2は何回か出してありますが。3というのはつかみようがない話で、歴史的な話と先ほど神学、精神的な話をやっています。3を深めるのはなかなか難しいです。議論としては入れていかざるを得ない。1と4がまだまだ詰まっていない。その辺を1回出た上で、これを立体的に組み直して、アクセントを入れながら考え方にまとめていくという考えで今進めております。いかがでしょうか。

実行段階にいく話と、ここの方は区割りの基本的考え方ですね、委員会の。ですから、フランス、ドイツその他を参考にしながら少し考え方を整理していく。静岡とか新潟のシビアな議論にはいかないと確信しておりますので、それほど難しい議論だとは思っておりません。

よろしいでしょうか。また、その段階で個別にご意見をいただければと思います。

それでは、ちょうど5、6分早いので得した気分になります。終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。

午後2時52分　閉会